

中国技保第97号
令和6年3月4日

公益社団法人広島県バス協会会長 殿

中国運輸局自動車技術安全部長
(公印省略)

事業用自動車の関係法令遵守の徹底について

事業用自動車の安全な運行の確保については、機会あるごとに注意喚起しているところですが、令和6年2月に広島県において、乗合バスが交差点を右折する際に、矢印信号を誤認したまま交差点に進入し、路面電車と衝突したことで当該路面電車を脱線させた事故、また、山口県において、乗合バスが信号に従い停車した前走車を右折レーンから追い越して左折する事象が確認されました。

事業用自動車の運転者が信号機の表示に従わず運行するなどの道路交通法違反は輸送の安全を大きく損ね大事故に直結しかねない事案であり、大変憂慮すべき状況です。

改めて、下記について、会員事業者に周知徹底をするとともに、輸送の安全確保に努めていただくようよろしくお願いいたします。

記

1. 確実に点呼を実施し、事業用自動車の運行の安全を確保するために道路交通法の遵守等、必要な指示を与えること。
2. 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条等の規定に基づき、事業用自動車の運転者に対し、運行の安全及び旅客の安全を確保するとともに他の運転者の模範となるよう指導監督の徹底を図ること。
なお、指導監督については、国土交通省が公表している「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等に基づき、運転者に対し、運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導すること。

